

8-8  
無番号 NO 38

# 世界行動計画

1975年7月1日

国際婦人年世界会議において採択

外務省国際連合局  
労働省婦人少年局



# 目次

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 世界行動計画について.....                 | 1                |
| 序章                              | 1— 25 ..... 3    |
| 第Ⅰ章 国内行動                        | 26— 48 ..... 12  |
| 第Ⅱ章 国内行動のための特定分野                | 49—160 ..... 20  |
| A 国際協力及び国際平和の強化 ( 50— 56) ..... | 20               |
| B 政治参加 ( 57— 66) .....          | 21               |
| C 教育及び訓練 ( 67— 87) .....        | 24               |
| D 雇用及び関連の経済活動 ( 88—107) .....   | 28               |
| E 健康及び栄養 (108—123) .....        | 32               |
| F 近代社会における家庭 (124—134) .....    | 36               |
| G 人口 (135—147) .....            | 39               |
| H 住居及び関連施設 (148—153) .....      | 43               |
| I 他の社会問題 (154—160) .....        | 44               |
| 第Ⅲ章 研究・資料収集及び分析                 | 161—173 ..... 46 |
| 第Ⅳ章 マス・メディア                     | 174—181 ..... 50 |
| 第Ⅴ章 国際的及び地域的行動                  | 182—212 ..... 52 |
| A 世界的行動 (182—206) .....         | 52               |
| B 地域活動 (207—212) .....          | 59               |
| 第Ⅵ章 再検討及び評価                     | 213—219 ..... 62 |
| 付 属 関連国際文書 .....                | 65               |



## 世界行動計画について

本冊子は、1975年6月19日から7月2日までメキシコ・シティーで開催された国際婦人年世界会議で採択をみた世界行動計画の全文を仮訳の上採録したものである。

### 行動計画の生い立ち

国際連合は、第27回総会で1975年を国際婦人年に指定し、平等・発展・平和の三大テーマのもとに、各国及び国際レベルで婦人問題についての行動を起すよう呼びかけた。国際レベルでの最大の行事が上述の国際婦人年世界会議であり、この会議には、133カ国の政府代表のほか、多数の国連関係機関、非政府国際機関が参加した。

世界会議の主要な目的の一つは、世界行動計画の審議と採択にあったが、計画の第1次案は、国連婦人の地位委員会その他での討議を参考にして、国連事務局で作成したものであった。この案は、1975年3月にニューヨークで開催された国際婦人年のための諮問委員会で検討された上、事務局によって全面的に改訂され、最終案として世界会議に提出されるに至ったものである。

### 世界会議での審議

世界会議では、第1委員会に世界行動計画の審議が付託された。第1委員会は作業部会を設置して、6月25日から行動計画の審議を開始したが、各国から900近い修正案が提出され、その全部を審議すること

は技術的に不可能であったため、序章と第Ⅰ章を審議修正したのみで、第Ⅱ章以下は事務局の原案をそのまま承認することとなり、6月30日、一部を修正した行動計画案を委員会レベルで満場一致で採択した。計画案はついで本会議に提出され、7月1日、同じく表決に付されることなく採択され、ここに世界行動計画が正式に成立した。

### 世界行動計画の性格

世界行動計画は、1975年から85年までの10年に国際婦人年の目的を達成するための、国内的、国際的な行動について勧告を与え、指針を示すものである。これらの勧告は、各国の政府を主たる対象とするものであるが、民間の諸団体や個人もその実現に協力するように要請されている。

また、この計画は世界全体を対象としているので、各地域の社会的・文化的な相違が必ずしも十分に配慮されていない部分もある。そのため各国は、自分の国の実情に応じてこの計画の中から目標を選び、優先順位を付して、これを国内の施策に反映させて行くことになる。

## 序

## 章

1. 国連憲章を署名するにあたり、国際連合の諸国民は、戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること等を特に約束した。
2. 最近数十年間の最も偉大で重要な業績は、多数の民族及び国民が外国による植民地支配から解放され、自由な諸民族の共同体に加わることができたことである。

過去30年間、経済活動のあらゆる分野で、技術的進歩が達成され、全ての人々の福祉を増進するための大きな可能性をもたらした。しかしながら、外国によるあるいは植民的支配、外国による占領、人種差別、アパルトヘイト及びあらゆる種類の新植民地主義の残滓は、依然として開発途上国及び関係するすべての人民の完全なる解放と進歩にとり最大の障害の一つとなつている。科学進歩の恩恵は、国際社会の全ての構成員に公平に分配されていない。世界人口の70%を占める開発途上国は、世界の収入の30%を受けているにすぎない。現在の経済秩序の下では国際社会の統一のとれた、かつ、均衡のとれた発展を達成することは不可能であることが実証されてきた。従つて、総会決議 3201 (XXIX) に基づき新しい

国際秩序を確立することが必要である。

3. 国連憲章発効以来、上記の基本的原則及び目的を強化し、細かく規定し、実施するための条約、勧告その他の文書が採択されてきた。<sup>(注1)</sup> そのうちいくつかのものはいかなる種類の差別もなく、全ての人に人権と基本的自由を擁護し促進することを目的としている。

また、他のものは、経済社会の進歩発展の促進、あらゆる種類の外国による支配、従属、新植民地主義を撤廃し、男女同権を促進するという更に絞った目的を掲げている。

これらの国際文書は、国際社会が、諸国民の発展における格差及び人種、性別その他のいかなる理由に基づくものであれ、すべての形態の差別がもたらす悲劇についての認識を増々高めつつあること及び平和、衡平ならびに正義の中で進歩発展を促進しようとの明らかな意志を有していることを反映している。

4. これらの文書を通じ、国際社会は、一国の全面的な発展及び世界の福祉、平和のためには、婦人が男性と同様にあらゆる分野に最大限に参加することが必要であることを宣明し、全ての人、差別なく社会的経済的進歩の成果を享受する権利を有し、同時に、かかる進歩に貢献するべきであることを宣言している。

国際社会は、性別に基づく差別を、基本的に不正なもの、人間の尊厳に対する罪、及び人権の侵害であるとして非難している。国際社会は、1970年代の国際開発戦略の確固たる目標の一つとして、

開発努力全体への婦人の全面的な参加をあげている。

5. これらの厳粛な宣誓と、特に、国連婦人の地位委員会及び関連専門機関の行ってきた業績にもかかわらず、これら諸原則の具体化は遅れており、また不均等である。これら多数の文書の作成及び実施にあたり遭遇する困難は、各国間、地域間等の著しい相違がもたらす複雑さによるものである。
6. 歴史は、婦人が、男性とともに人々の物質的、精神的進歩の促進及び社会の進歩的な刷新の過程に果す積極的な役割を実証してきた。我々の世代においては、婦人の役割は、強力な社会変革の勢力として、増々抬頭していくであろう。
7. 政治、経済、社会、文化構造及び発展の程度及び、婦人のおかれた社会的位置によつて、婦人の地位は、国及び地域により、著しい相違がある。しかし、基本的な共通点が婦人を団結させ、法律上、経済上、社会上、政治上及び文化上存在する男女の地位の相違と闘わしめている。
8. 国際経済関係を支配している不均等な発展の結果、人類の4分の3は緊急かつ切迫した社会・経済問題に直面している。これらの問題のしわ寄せをより大きく受けるのは、その中の婦人であり、開発過程における婦人の状況及び役割を向上するためにとられる新たな措置は、新経済秩序の建設という全世界的な計画の不可欠の一部をなさなければならない。

9. 多くの国では、婦人が農業労働力の大きな部分を占めている。このような事情と、婦人が農業生産、食品の加工、流通の分野で果す重要な役割にかんがみ、婦人は、大きな経済的力となつている。にもかかわらず、農村労働者が技術的設備をもたず、教育、訓練の機会を与えられていないことを考慮に入れるならば、多くの国において農村婦人は二重に不利な立場におかれているといえよう。
10. 工業化は、婦人に職を与え、開発過程への婦人の参加の主要な手段の一つとなるが、生産の技術的構造は一般的に男性及び女性の必要に合わせたものであるため、婦人労働者は多くの点で不利を蒙つている。従つて、工業及びサービス業における婦人労働者の状況に特別の注意が払われなければならない。婦人労働者は、現在の経済危機、失業の増加、インフレーション、大量の貧困、教育上及び医療のための財源の不足の影響、都市化及びその他の人口移動による予見せざるかつ、好ましからざる副作用を苦痛をもつて感得している。
11. 科学技術の進歩は、多くの国において、婦人の状況にプラスとマイナスの両面の影響をもたらした。政治的、経済的、社会的要因は、これらの進歩がもたらす望ましからざる影響を克服するにあたり重要である。
12. 過去数十年間、多くの国で婦人運動及び何百万人の婦人が他の進歩的勢力と共に、国内面、国際面でこれらの問題に対する世論を喚起してきた。

1 3. しかしながら、世論は、外国支配下にある地域の多数の婦人、特にアパルトヘイトの下にあつて、日々圧政の恐怖を経験し、人間の最も基本的な権利を回復するため、たゆまず闘っている婦人を看過している場合が多い。

1 4. 婦人が、多くの国で、経済社会活動の政策決定段階、政治行政への参加に際し、日々未だに当面している諸問題の現実と、世界成人人口の約50%の潜在力が十分活用されていないという損失が、国連をして1975年を国際婦人年と宣言させ、全体的な開発努力への婦人の全面的な参加を確保し、男女の平等な権利、機会及び責任に基づく国際協力ならびに世界平和の強化へ婦人を広く参加せしめるための一層強力な活動を呼びかけるに至らしめたのである。

国際婦人年の目的は、婦人が真の、かつ、完全な意味で、経済的、社会的、政治的生活に参加するような社会の概念を定め、社会がそのように発展していくための戦略を作り出すことである。

1 5. 本計画は、婦人の地位に関し、既に採択された国際文書及び諸計画の実施を強化し、これらをより時代に側した形に拡充し位置づけることを意図している。

本計画は、国際婦人年の諸目標達成のため、低開発及び婦人を男性より低い地位におとしめている社会・経済構造上の問題を解決するための国内的国際的行動を促すことを主たる目的としている。

1 6. 男女平等の達成とは、両性とその才能及び能力を自己の充足と社

会全体のために発展させうる平等な権利、機会、責任をもつべきことを意味する。そのため、家庭及び社会の中で両性に伝統的に割当てられてきた機能及び役割を再検討することが肝要である。男女の伝統的な役割を変える必要性を認識しなければならない。婦人をあらゆる社会活動に同等に参加させるためには、家事の負担を軽減するような社会的に組織されたサービスが設立、維持され、特に子どものためのそれが提供されなければならない。家庭と子どもについて、男女の共同責任が受け入れられるためには、主に教育を通じ、社会通念を変えるためのあらゆる努力が、払われるべきである。

- 1 7. 政府は、男女平等を促進するため、法の下での男女平等、教育と訓練の機会均等を目的とした設備の供与、報酬及び適切な社会保障を含む雇用条件の平等を確保すべきである。政府は男女が婚姻上の地位と無関係に平等な条件の下に雇用される権利、ならびに経済活動のすべての分野に進出しうるような措置を承認し、実施すべきである。すべての人が無料の初等普通教育を受け、さらに中等普通義務教育、雇用条件の平等及び母性保護を受ける機会につき定める法の実施を促進するような状況をつくり出す責任がある。

- 1 8. 政府は、多くの国の特に、恵まれない層の婦人達に負担のかかっている苛酷な労働条件と、不合理な重労働の負担を改善するため努力すべきである。政府は婦人の境遇を改善し、男性と

同等に婦人を開発に全面的に参加せしめるために必要な保健 サービス、栄養及びその他の社会的 サービス を利用しやすくすることを確保すべきである。

- 1 9. 個人及び夫婦は、子供の数及び出産間隔を自由にかつ責任をもつて決定し、そのための情報及び手段をもつ権利を有する。この権利を行使することは、両性の真の平等の達成にとり基本的であり、これを達成することなくしては、婦人が他の諸改革の恩恵を受けようとする試みにおいて不利を蒙ることとなる。
- 2 0. 保育所及び他の育児施設は、子供が家庭において受けるしつけや世話を補うものである。同時にこれら施設は、男女平等促進の重要な鍵である。政府は、従つて、このような施設をまず第一に次のような子供に対し与えるよう取計らう責任を有する：親の一方又は双方が雇用されている場合、自営及び特に農村婦人に関しては農業に携わっている場合、訓練又は教育を受けつゝある場合、又は就職や訓練、教育を受けようと希望している場合。
- 2 1. 開発の主たる目的は、個人及び社会の福祉に継続的な改善をもたらし、全ての人に恩恵を及ぼすことに鑑み、開発は、それ自体として望ましい目標とみなされるだけでなく、男女平等を促進し、平和を維持するための最も重要な手段ともみなされるべきである。
- 2 2. 開発への婦人の参加は、婦人の活動が社会、経済、文化生活の全ての部面を包含するよう拡大されることを必要ならしめよう。婦人に必要

な技術訓練を与えることにより、その貢献を一層生産的ならしめ、そして全ての計画の方針決定・企画及び実施への婦人の参加の拡大を確保することが必要である。また全面的な参加とは、婦人が発展の恩恵の正当な分け前を受け、もつて、全ての部門の人々への一層公平な所得配分を確保することを促進することである。

- 2 3. すべての人々に対する人権を推進し擁護することは、万人がその達成を目標としている国連憲章の基本的諸原則の一つである。全世界における人権の擁護と男女の完全な平等の確保にとって不可欠の要素は、平和、正義、万人の平等及びあらゆる紛争の原因の除去を基盤とする持続的な国際協力である。真の国際協力は国連憲章に基づき完全に平等な権利、天然資源に対する主権及びその利用の権利を含む民族の独立と主権の尊重、内政不干渉、領土保全を防衛する諸国民の権利、武力による領土の取得又はかかる試みの不容認、互惠、武力行使又は武力による威嚇の回避、諸国家の経済権利義務憲章の<sup>(注2)</sup>基本的目的を成すところの新しく公正な世界経済秩序の推進及び維持に立脚しなければならない。国際協力及び平和は、個人の尊厳、人格の尊重、個人の自立と団結、民族解放、政治的経済的独立、植民地主義、新植民地主義、ファシズム及び他の類似のイデオロギー、外国による支配、アパルトヘイト、人種差別主義及びあらゆる種類の差別の撤廃を必要とする。この目的のため、本計画は、平和の促進及び維持を目的とするあらゆる努力に婦人が全面的に参加するこ

とを要請する。真の平和は、新しい国際秩序を確立する責任を婦人が男性と分かちあわぬ限り達成され得ない。

- 2 4. 本計画の目的は、婦人が現実に、あるいは潜在的にもっている独特のかつ多元的な貢献が現存の開発行動計画及びよりよき世界経済の均衡の概念の中で見失われないことを確保するにある。

国内的及び国際的行動に係わる勧告は、あらゆる分野、特に婦人が特別不利な立場にある分野において必要な変革を促進することを目的として提案されている。

- 2 5. 一個の人間としての婦人の人格の全的な発展、婦人が母親として勤労者として及び市民として開発過程に参加することと直接関連しているので、婦人の人格の調和のとれた発達にとつて等しく有意義で最良の条件を与えるために、婦人のもつこれら種々の役割の調和を促進するような政策が開発されるべきであり、このことは男性の発展にとつても等しく意味を有することである。

## 第 I 章 国内行動

- 2 6. 本計画は、国際婦人年の目的を達成するため継続的な長期努力の一環として、1975年－85年の10年間にわたる国内行動に指針を与えるものである。これらの勧告は、全てを網羅しているものではなく、婦人の境遇及び生活の質を取扱った他の既存の国際文書及び国連組織の諸決議とあわせて検討されるべきである。これらは10年間に優先的に行動を要する主要分野を述べたものにすぎない。
- 2 7. 本計画中の国内行動に係わる勧告は、第一義的に各国政府、そして全ての公的及び民間の機関、婦人団体、青年団体、使用者、労働組合、マスコミ、非政府機関、政党、及びその他のグループに向けられたものである。
- 2 8. 婦人の地位は、社会、文化及び地域により大きい格差があり、おのずから必要とするもの、問題点も異なってくる。従つて個々の国は、独自の国内戦略を策定し、本計画の中から自身の目標及び優先順位を決定すべきである。今日の変動する社会条件の下にあつては、評価分析のための実効的な機構が設立されるべきであり、目標は、特に第Ⅱ次国連開発の10年のための国際戦略及び世界人口行動計画に掲げられたものと関連づけられるべきである。  
(注3) (注4)
- 2 9. 婦人に完全な平等を実現し、いかなる種類の差別もなしに、自由

にあらゆる形態の開発に参加し、教育及び雇用の機会を得られるような社会的経済的構造の変化が促進されるべきである。

- 3 0. 政府のあらゆるレベルにおいて、これらの目標及び優先事項を実施するために適切な行動をとるとの明確な意向表明がなされるべきである。平等及び婦人の社会参加という理念に対する政府の側の約束は、搾取の危険のない制度を確保するよう社会内の基本的な諸関係を変えるというより広い意味こそ十分に効果的たりうる。
- 3 1. 婦人が参加すべき国内の戦略及び開発計画の策定整備に際しては、婦人の利益と必要を十分に考慮しつつ、目標及び優先順位がうちたてられることを確保し、かつ、婦人の状況を改善し、その開発過程への貢献を増大するように十分な配慮をしつつ、諸方策が決定されるべきである。婦人はあらゆるレベルの政策決定段階に平等に参加すべきである。適切な行政機構及び制度が存在しない場合は、これらを設けるべきである。
- 3 2. 本計画を実施するための国内計画及び戦略は、婦人の必要とするもの及び問題が、境遇や年令により異なるという点に配慮すべきである。しかし政府は、婦人が最も不利をこうむっている地域、殊に農村及び都市におけるそのような地域の婦人の境遇の改善に特別の注意を払うべきである。
- 3 3. 本計画の実施に際しては、社会構成員全体の利益を考えた総合計

画を基礎とすべきであるが、特に差別的通念の結果として特殊な地位におかれている婦人のためには特別な措置が必要であろう。

- 3 4. 政府内に十分な職員と予算をもつた国内委員会、婦人局あるいはその他の機関の如き各省庁の所轄分野にとらわれない多部門的機構を設置することは、婦人に対する機会均等の実現及び自国内の諸活動への婦人の全面的な参加を促進する上で効果のある過渡的措置となりえよう。これらの機構には、公共の分野での政策決定や実施に責任を有する社会のあらゆるグループを代表する男女が参加すべきである。関係各省庁及び部局（特に、教育、健康、労働、司法、通信、情報、文化、産業、貿易、農業、農村開発、社会福祉、財政、企画部門）及び適切な民間及び公共の機関の代表がこれに参加すべきである。

- 3 5. これらの機構は、あらゆる分野及びあらゆるレベルにおける婦人の実情を調査し、必要とされる立法政策及び計画について優先順位を定めて勧告を行うべきである。本計画の国内計画の枠内での実施状況を評価するために、国内で達成された進歩を調査評価する追跡計画を継続的に実施すべきである。

- 3 6. これらの機構は、また、地域レベルあるいは国際レベルで行われる類似の諸活動及び非政府団体による諸活動や婦人自らの発案になる諸自助計画の調整に協力すべきである。

- 3 7. 性により差別を行わないこと及び男女の権利と責任の平等の原則

を憲法及び法で保証することが肝要である。従つて、これらの法律に掲げられた原則が広く受入れられ、これらに対する態度の変化が奨励されるべきである。このような法を制定し、施行することがそれ自体社会及び個人の姿勢と価値観に影響を与えこれを変える重要な手段となるよう確保することも大切である。

- 3.8. 政府は、婦人の地位に関する国内法を、人権の原則及び国際的に認められた基準に照らし再検討すべきである。国内法を必要に応じて制定し、現状に側したものとし、関連国際文書に合致させるべきである。そのような法を施行する場合、特に本計画第Ⅱ章で取扱われている各分野につき十分な配慮を行うべきである。関連の国際条約を批准していない政府又は、それら条約の諸規定を十分に実施していない政府は、これらを実行するための処置を執るべきである。関連の国際文書に掲げられている権利以上の権利を婦人に保証する国内法を有している国があることに留意すべきである。

- 3.9. 適切な機関に、国内法令の近代化、改正、時代遅れの国内法令の廃止について責任をもたせ、恒常的検討を行い、それらの条項が差別なく適用されることの確保を図るべきである。例えば、法律委員会、人権委員会、市民権連合、提訴委員会、法制諮問委員会、苦情受理事務所等がこれに該当しよう。政府はこれらの機関が効果的にそ

の機能を発揮しうるよう全面的な支持を与えるべきである。非政府団体もまた、関連法規が十分であり、現状に則しており、かつ差別なく適用されることを確保する上で重要な役割を果しうる。

4 0. 婦人に自らのもつ権利を知らしめかつ婦人に他のあらゆる種類の援助を与えるために、適切な措置が執られるべきである。このため、マスメディアが公共教育計画を通じて広範な協力を提供しうるようその認識を高めるべきである。非政府団体も婦人に関し類似した役割を果すよう奨励されるべきである。この意味において、最も切実な問題を抱えている農村婦人に対し特別の注意が払われるべきである。

4 1. 開発に婦人が参加する機会を拡げ、婦人に対する差別を撤廃するためには、政府機構及びその他の機関を通じ、社会全体が各種の措置及び行動をとることが必要である。

4 2. ここに掲げた措置の中には、最少の経費で実行しうるものもあるとはいえ、本計画の実施には一部の重点の再検討と政府の支出形態の変更を必要としよう。政府は十分な資金の割当を確保するため、政府にとって承認しうるか政府の目標に合致したあらゆる援助資金の調達の可能性を探索すべきである。

4 3. 特定の計画を実施するにあたり資金の不足している政府を援助するための特別の措置も考慮されるべきである。多国間、二国間援助はこの目的のために不可欠であるが、これに加え経済社会理事会決

議 1 8 5 1 ( L V I ) に基づき設置された国際婦人年基金を、最終的な処分について将来考慮することとして上記の諸政府を援助するため暫定的に延長すべきである。国連及び専門機関により開発途上国を援助する目的で特別の財政的責任を付与されている諸国の婦人は、特に開発途上国の婦人の地位向上にふりむけられた政府援助と関連して設定された諸目標の実施のために貢献するよう要請される。

4 4. 本計画の目的の中には、国によつては既に実施済みであるが、他の国においては段階的に達成する他ないものもある。更にある種の措置は、その性質上他の措置よりも実施に長い期間を要する。従つて各国政府は、本計画実施のために短期、中期、長期の目標及び目的を設定するよう要請される。

4 5. 国連事務局は、本世界行動計画に基づきこの計画を婦人の地位委員会の継続的な監督と総会の総括的な監督の下に実施することを目的とし、いくつかの最も重要な目的を含んだ独自の 2 カ年計画を策定すべきである。

4 6. 1 9 7 5 年から 8 0 年までの当初 5 年間に、下記諸項の達成を最低限の目標とすべきである。

(イ) 婦人、特に農村婦人の読み書き能力及び市民教育を大巾に伸長すること。

(ロ) 工業及び農業部門の男女に基礎的な技能に関する技術的、職業

的な訓練を共学の形で拡張すること。

(イ) あらゆるレベルの教育の機会均等、初等学校教育の義務化、中途退学の防止措置、を図ること。

(ロ) 婦人の雇用機会の増大、失業の減少、雇用契約・条件における差別を徹廃するための努力の強化。

(ハ) 農村及び都市において基礎設備的サービスを確立し、増強すること。

(ニ) 男性と同等な選挙権及び被選挙権、雇用の機会と報酬を含めた雇用条件の平等、及び平等な法的能力及びその行使における平等に関する法の制定。

(ホ) 地方、全国及び国際レベルにおける政策決定に婦人の参加を奨励すること。

(ヘ) 保健教育・サービス、衛生、栄養、家庭教育、家族計画、その他の福祉サービスに対する総合的な措置に対する大きな配慮。

(リ) 結婚、市民権、商業活動等に関する市民的、社会的、政治的権利の行使における平等に対する配慮。

(ス) 食糧の自家生産、販売、伝統的には無報酬のボランティア活動等、家庭における婦人の勤労の経済的価値の認識

(ル) 家庭及び社会において婦人の一個人としての完成を確保するために、学校及び学校外教育並びに生涯教育を男女の再評価に指向せしめる。

(オ) 労働者団体、教育、経済、職業機関内における婦人の団体を暫定措置として奨励すること。

(ウ) 特に農村に住む婦人、都市の貧民等の婦人の重い労働負担を軽減するのを助け、もつて地域社会、国内、国際問題への婦人の全面的な参加を促進するため、近代的な農業技術、零細工業、就学前児童の保育施設、時間及び労力節約の設備の開発。

(カ) 婦人に平等の機会と国家活動への全面的な参加の達成を促進するため、政府内に各省庁の所轄分野にとらわれない多部門的機構を設置すること。

4 7. これら最少限の目標は、地域行動計画においてより具体的に敷衍されるべきである。

4 8. 10カ年世界行動計画の諸目標のすべてのレベルにおける達成のために、又婦人の福祉及び婦人の地位向上のための情報普及を目的とした機関、計画の設定、運営について、特にボランティア専門家の効果的な活用により非政府団体や婦人団体が積極的に参加すること。

## 第Ⅱ章 国内行動のための特定分野

- 4 9. この章は、国内行動として主要な分野を特にとり上げている。しかし、各々の分野は密接に関連し合っているのもそれぞれ別個に取扱われるべきでなく、提案されているガイドラインは総合的な戦略及び計画の枠組の中で実施されるべきである。

### A 国際協力及び国際平和の強化

- 5 0. 国際協力及び平和の維持と強化のためには、国家間及び国内の平等の建前に基づき、全ての人の人権を促進擁護することが不可欠の条件である。より多くの婦人が、国際協力の促進、国家間の友好関係の増進、国際平和及び軍縮の強化、植民地主義・新植民地主義・外国による支配と制圧・アパルトヘイト・人種差別に対する闘争に参加するよう、国内及び国際組織における個人としての又はグループによる平和活動を評価し奨励すべきである。
- 5 1. 国連の非難の対象となり、かつその原則に反して、政治上あるいはイデオロギー上の理由をもって、個人又はグループに精神的、肉体的迫害を与えるような行動を含む、重大な人権侵害撤廃のため、世界中の婦人はその団結を宣明すべきである。
- 5 2. 政府間あるいは非政府間の機関で国際安全保障と平和の強化、国家間の友好関係の発展および活潑な協力の推進をその目的とするものの努力は支持されるべきであり、婦人はこれらの機関の活動に積極的に参加するよう大いに奨励されるべきである。
- 5 3. 国連は、国際平和の日を指定し、毎年この日を各国においてまた

国際的に祝賀すべきである。関心ある個人及びグループは、この目的のため、会合・セミナーを企画し、これは、新聞その他の報道機関により広く報道されるべきである。婦人はこれらの目的に全面的な支持を与えると共に、国際協力・諸国間の友好関係の発展及び国際平和の強化への障害を克服する方法を男性と同等に追求すべきである。しかし、平和は一日の祝賀で済まされる問題ではなくたゆまぬ監視を必要とする問題であることが強調されなければならない。

5 4. 国家の主権と国際法の原則を尊重しつつ、国家間の情報及び意見の自由な交流を促進すべきである；共通問題を研究するため、各国の婦人の交流を奨励すべきである。教育・文化・科学その他の交換計画の発展と、諸国民の間の相互理解、なかんずく、青年の間の相互理解を促進し、国家間の友好関係と活潑な協力を発展せしめるような新しい手法を開拓すべきである。これらの目的のため、マスコミを十分活用すべきである。

5 5. 男女は、自らの子供達にすべての国と民族に対する相互尊重と理解、人種的平等、両性の平等、民族自決権及び国際協力、世界平和及び安全保障を維持することを希求することの尊さを鼓吹するよう奨励されるべきである。

5 6. 上記の問題が討議されるすべての国際フォーラム、特に国連安全保障理事会、軍縮及び国際平和に関するすべての会議、その他の地域レベルの機関等の会合に、婦人は、男子と同等に自国を代表して参加する機会をもつべきである。

## B 政治参加

- 5 7. 婦人が数の上では人口の半分を占めているにも拘らず、殆んどの国において政府の各種部門の指導的立場にある者の割合は小さい。従つて、婦人は政策決定に参加しておらず、開発のための計画立案には婦人の意見及び必要は看過されることが多い。婦人の大多数が開発計画の策定に参加していないため、計画のもつ影響に気付かぬことが多く、また計画の実施及びその目的とする諸改革を支持する熱意にも欠けがちである。婦人の多くは、また、政治生活に効果的に参加するための教育、訓練、市民意識及び自信を欠いている。
- 5 8. 本計画の主要目標は、法律及び実体の両面で、婦人が男子と平等に、投票し、全国、地方及び地域社会のレベルで、公職及び政治的活動に参加する権利と機会を確保することであり、また婦人に市民としての責任を自覚させ、社会ならびに婦人に直接影響をもたらすような問題を認識させることである。
- 5 9. 政治的生活への参加とは、有権者、院外運動家、被選挙人、労働組合運動家及び司法を含むあらゆる政府の部門の公務員としての参加を意味する。
- 6 0. 婦人が男性と同等に、投票する権利、選挙される権利、すべての公職に就き、公務を行う権利をもつことが法律で保証されていない場合は、これを1978年までに制定するようあらゆる努力を払うべきである。
- 6 1. 公職に就くため、特定の資格が要求される場合は、これら要件は両性に対し等しく適用し、特定の職務を行うに必要な専門的知識に関するもののみに限られるべきである。

- 6 2. 政府は、1975年～85年の十年間に、あらゆる段階における選挙及び任命による公職、公務に就く婦人の数を増すための、目標、戦略及び予定表を設定すべきである。
- 6 3. これらの目標を達成するためには、特に下記の措置が必要であるう。
- (イ) 婦人の平等な政治的参加に関する公けの政策を明らかにし、広範な広報を行うこと。
  - (ロ) 公職に婦人の平等な参加を達成するため、政府は特別の指示を出し、公務に就いている婦人の数及び各々の分野における職務のレベルにつき定期報告をまとめること。
  - (ハ) 採用、指名及び昇進に際し、男子人口との対比において婦人の経済的・社会的・政治的能力のレベルを設定するための研究を行うこと。
  - (ニ) 両性の衡平な代表比率が達成されるまで、特に要職への婦人の採用、任命、昇進に役立つような特別の活動を行うこと。
- 6 4. 政党、圧力団体等を含み政治問題及び公的な問題への積極的な参加が必要であることを婦人有権者に啓発するような特別活動やキャンペーンが展開されるべきである。
- 6 5. 一般人全体に対し、政治の各過程において婦人の役割が不可欠なものと、一層広汎な婦人の政治参加及び指導力を促進する必要を啓発するための教育及び情報普及活動も行われるべきである。
- 6 6. 農村・地域社会・青少年育成計画及び政治活動に婦人と女子青年の参加の増大を奨励し、これらの計画における婦人の指導力を培か

うような訓練への参加を奨励するため特別な運動が行われるべきである。

### C 教育及び訓練

- 6 7. 教育及び訓練を受けることは、多くの国際文書により認められている基本的人権であるのみならず、各種の社会経済グループ間及び両性間のギャップを埋めるための社会進歩にとって決定的重要性をもつ要素でもある。多くの国において婦女子の立場は著しく不利である。これは一個人として当初から将来の社会的地位にとって深刻なハンディキャップとなつてだけでなく、開発計画に果す婦女子の貢献及び開発過程そのものの有効性にとって、著しい障害となつている。
- 6 8. 文盲と教育及び基礎的技能訓練の欠如は、未開発、低生産性、保健福祉の貧困という悪循環の原因の一つをなしている。大多数の国で女子の文盲率は男子よりも高く、農村の文盲率が都市部よりも一般に高い。
- 6 9. 大半の国において女子の就学率は教育のすべての段階において男子よりも著しく低い。女子は男子よりも早く中途退学する傾向がある。教育が有料となつている場合、両親は選択をせまられると男子を女子よりも優先させる。教育の性格及び内容並びに選択の範囲に関して差別のある場合が多い。女子の選択する学科は社会における男女の役割についての伝統的な態度や観念に支配されている。
- 7 0. 婦人が無学で教育や訓練上の差別を受けている限り、社会全体の生活の質を向上するために極めて必要とされる改革への刺激が失われ

るであろう。何故ならば、殆んどの社会において子の人格形成期における教育の責任は母親にかかっているのであるから。

- 7 1. 政府は、国の必要に応じ、生涯教育の観点から学校及び学校外教育のすべての水準の教育、訓練の機会を両性に平等に与えるべきである。
- 7 2. 執るべき措置は、既にある国際基準、特にユネスコによる1960年の教育における差別待遇の防止に関する条約及び勧告、及び1974年の技術教育及び職業教育に関する改正勧告に適合させるべきである。
- 7 3. 教育、訓練及び雇用戦略は人口動態の見通しに基きかつこれと調整されるべきである。教育の内容及び構成はその地域社会に独自の文化と、科学技術の発展による進歩を考慮し、その地域社会の現在及び将来の必要に応え得るものとするべきである。また、教育は個人が積極的な市民生活及び家庭生活に十分対処し、責任ある親となるための準備として役立つべきものである。
- 7 4. 文盲根絶の目標期限を定め、16才から25才までの婦女子に対する計画を優先するべきである。
- 7 5. 読み書き能力は、人々の日常生活にとり直接利益及び価値をもつ修学活動の不可欠の一部として促進されるべきである。文盲克服のため、政府の努力と並行して協同組合、民間団体及び企業等すべての社会的機関を十分に利用すべきである。
- 7 6. 休暇中又は兵役期間に読み書き、算術、栄養及び食物保存法を教えるための、特に青年によるボランティアを組織することも一案で

ある。そのようなボランティアには必要な技術的知識を備えた男女両性を含むべきである。このボランティアはまた、地方住民を教師として訓練することにより使えるボランティアの力を強化拡張できるであろう。

- 7 7. 農村地域の婦女子に対しては、経済、社会の開発に全面的にかつ生産的に参加することを可能にし、技術進歩の恩恵に浴し、日常生活の労苦を減ずるような総合的又は、特別の訓練計画を開発しなければならない。そのような計画には、近代農法、機具の利用、協同組合、企業能力、商業、流通、畜産、漁業及び保健、栄養、家族計画、教育についての訓練を含むべきである。
- 7 8. 男女に対し差別なく、無料の義務教育を、可能な限り速やかに、効果的に実施するべきである。教科書、給食、交通その他必需品を可能な限り無料で供与するためにあらゆる努力が払われるべきである。
- 7 9. 就学年令の女子に多い中途退学を防止し、婦人が読み書きの学習及び基礎的訓練に参加できるよう、安い費用の託児制度を設け、また就学または訓練の間、束縛的な家事から婦女子を解放するようなその他の措置を執るべきである。
- 8 0. 学校で学んだことを保持させるため、また、婦人の家庭、職業生活における活動を助けるためパートタイムの教育継続計画を実施すべきである。
- 8 1. 教育及び訓練の計画、カリキュラム、水準は男女について同一のものとしなければならない。両性を対象とする教科課程には、一般科目の外、工業・農業技術、政治・経済、社会の時事問題、親とし

ての責任、家庭生活、栄養及び保健を含むべきである。

- 8 2. 教科書その他の教材を再検討し、必要な場合には、社会における積極的な参加者としての婦人像を反映するようこれらを改訂すべきである。必要に応じ教育方法を、国の必要に適應させ、かつ差別的態度の変革を促進することが確保されるよう改訂すべきである。
- 8 3. 教育及び訓練上の差別的慣行の内容を明らかにし、教育の平等を確保するために調査研究活動を推進すべきである。新しい教育技術、特に視聴覚教育を奨励すべきである。
- 8 4. 男女共学と、男女合同の研修訓練を積極的に奨励し、新しい職業と変遷する役割について、両性を啓発するため特別の指導を行うべきである。
- 8 5. 広範に分化した既存及び新規のあらゆる種類の職業訓練計画を両性に平等に開放し、もって、青年男女に高度の技術を必要とする職業をも含む広い職業選択の可能性を与え、かつ国の必要と、就職の機会を調和させるべきである。男女は、奨学金、研究費を受ける機会を平等にもつべきである。特に家庭における責任のために比較的長期にわたり職業を離れていた後職業活動に復帰することを希望する婦人に対しては特別な援助措置を講ずべきである。各種の技術及び学問の分野における教育訓練を行い、自立的な生活態度を奨励するため多目的研修センターを設置することも考えられる。
- 8 6. 青年男女は、職業指導計画を通じ、根強い定型的な男女別の職業という観点からでなく、自らのもつ真の適性と能力に応じ職業を選択するよう奨励されるべきである。また、彼らに開放されている雇

用機会を十分に利用するために必要な教育及び訓練についても知識を与えられるべきである。

- 8 7. 一般社会人、両親、教師、カウンセラーその他に対し、少女にしつかりした基礎教育と、十分な職業訓練及びより高度の教育訓練を受ける広汎な機会を与えることの必要性を認識させるため、広報上のあるいは学校内外の教育上の計画に着手するべきである。その際、教育の手段、社会の態度を変える手段としてマスコミを最大限に活用すべきである。

#### D 雇用及び関連の経済活動

- 8 8. 本計画は、労働の権利、同一労働同一賃金、労働条件及び昇進における平等の権利を認めている既に承認されている国際的基準に従って、婦人労働者に対する機会と待遇の平等及び労働力への婦人の参加を達成せんとするものである。
- 8 9. 資料によれば、婦人は、世界の経済活動人口の3分の1以上を占め、就労年令（15才から64才）の婦人のうち、約46%が労働力に組込まれている。このうち65%が開発途上国、35%がより開発の進んだ地域の婦人である。これらの資料は、現在公式統計にあらわれてこない婦人の多くの経済活動（第三章参照）とあわせると、婦人は国の経済と開発に大きな貢献をなしているにもかかわらず、これが十分に認識されていないことを示している。更に、婦人労働者の大半が集中している職種は男子のそれと異なる。圧倒的多数の婦人が低水準の技能、責任、報酬の限られた職種に集中している。婦人は、賃金、昇進、労働条件、雇用慣行において差別を経験

している場合が多い。更に文化的制約と、家庭における責任も婦人の雇用の機会をせばめている。就職の機会が著しく限定されており、失業が広範囲に存在する場合には、差別をしない政策がとられているところでも、婦人が収入を得る仕事につきうる機会は、実際には一層少なくなる。

9 0. 政府は、婦人労働者に対する機会と待遇の平等、同一労働、同一賃金の権利を保証することを明示的な目標とした政策及び行動計画を策定すべきである。このような政策及び計画は、国連及び国際労働機関（ILO）の作成した基準に合つたものとすべきである。性又は婚姻上の地位を理由とする差別を撤廃する原則を定めた法律、諸原則を実施するための指針、提訴手続及び実施のための効果的な目標、機構等をこれらの政策や行動計画に盛り込むべきである。

9 1. 使用者、労働者、社会一般の男女に、婚姻上の地位に係わりなく婦人を雇用する積極的な姿勢を培い、男女別の労働分担の考えに基づく障害をなくすため、特別の努力を払うべきである。

9 2. 婦人に収入のある仕事を与え、失業及び潜在失業の問題に対処するため、各種の経済活動を創出し、特に農村地域において、自営、自助活動を奨励し支援するような特別の措置をとるべきである。既存の自助活動は婦人の参加を通じて、これを奨励、強化すべきである。

9 3. 政府は、地域社会の開発及び経営能力養成のための訓練計画のような自助活動への新しい基盤を探索すべきである。これらは両性に対し平等に開放されなければならない。

- 9 4. 婦人の経済活動の範囲を拡げるため、協同組合及び小規模工業を政府の支持援助の下に、開発奨励することも考えられる。既に協同組合が存在している場合は、これに対する婦人の積極的な参加を勧奨すべきである。特に婦人が主要な役割を果している食糧生産、流通、住宅、栄養、保健の分野で新たな協同組合、事情に応じ婦人協同組合を組織すべきである。協同組合は、保育の面でも、最も適切かつ、現実的な措置たりうるものであり、かつ雇用の機会を提供することにもなろう。
- 9 5. このような計画を効果的に実施するためには、協同組合活動及び経営能力の十分な訓練養成、改良された機器を調達するに必要な資金入手の可能性と当初資本、流通面での援助、農村における十分な社会サービス及び娯楽施設、農村地域における都市の分散発展、及び保育施設、交通及び水の便利な供給路等基礎的な下部構造面の整備が不可欠である。
- 9 6. 国の総合農村開発の策定にあたって、農村婦人の参加を増すよう特別の努力が必要である。農村開発政策及び計画は産業の多角化、輸入代替並びに農業、林業、水産業、畜産業、農産加工業その他の不可欠な関連構成要素とともに雇用機会の創出を配慮すべきである。
- 9 7. 熟練労働及び技能を要する作業に従事する資格を有する婦人の数の大幅な増加を達成するための特定の目標期限を設定すべきである。
- 9 8. 商・工・貿易業の管理及び政策決定部門の婦人の数を増加するためにも特別の努力が必要である。
- 9 9. 昇進のため男女が平等の資格をもちうるよう、技能訓練、研修所

内及び職場内での訓練は、婦人に対し、男子と同一の方法及び同一の条件で開放されるべきである。

- 1 0 0. 政府、使用者、労働組合は、1 9 5 2 年の I L O の母性保護に関する改正条約及び勧告にうたわれた原則の線にそい、産前の業務に復帰することを保証した産休を含む母性保護及び育児時間に対する権利を全ての婦人労働者に対し確保するべきである。母性保護に関する規定は男女の不平等な待遇とみなされるべきではない。
- 1 0 1. 家庭と職場における責任の調和を図るためには多角的な方法が必要であることに特に留意すべきである。労働時間の総体的短縮、時差勤務、フレックスタイム制度、男女双方に対するパートタイム制度、子どもの世話を授けるための保育施設や育児休業、共同炊事施設、その他各種の家事軽減設備等がこれに該当しよう。政府及び労働組合は、パートタイム労働者の経済的、社会的権利が十分に保護されることを確保すべきである。
- 1 0 2. 婦人のみを対象とする保護立法は、科学的、技術的な見地から再検討を加え、必要に応じ改訂、廃棄又は全ての労働者にその適用を拡大すべきである。
- 1 0 3. 婦人の労働条件の改善に重要な役割を果たす最低賃金制度は、家内工業及び家事使用人に対しても適用実施すべきである。
- 1 0 4. 婦人、特に少女について労働搾取が存在する場合、これを撤廃するため特別の措置がとられるべきである。
- 1 0 5. 一国の社会保障制度上の婦人に対する差別的待遇は、最大可能

な限り廃止すべきである。婦人労働者は男子と同等にこれら制度の適用を全面的に受けるべきである。

106. 政府は、雇用における婦人の地位を飛躍的に向上させるため、特に使用者及び労働者の組織による総合的な努力を奨励促進し、経済生活及び社会全体における婦人労働者の地位に関係のある全ての民間団体とも協力すべきである。

107. 労働組合は、指導部を含むあらゆるレベルの組合活動への婦人の参加を増加させるための政策をとるべきである。また、婦人労働者に対し、就業および訓練における機会均等及び指導者養成訓練を推進するよう特別計画をつくるべきである。労働組合は、婦人労働者の問題に特に留意しつつ、労働者の直面する問題に対する新たな建設的なアプローチの開発に指導的役割を果たすべきである。

## E 健康及び栄養

108. 人はすべて健康に対し否定しえぬ権利を有するが、多くの国、特に農村においては、事実上婦人は、この権利を男性と同等に享受するのを妨げられている。保健要員や施設が著しく不足している社会では、この状況がより顕著であり、婦人の生産性が損なわれるため、家庭、社会及び開発にとり大きな損失をもたらしている。婦人はまた妊娠、出産、授乳の期間、特別の配慮を必要としている。

109. 個人の健全な身体的、精神的発達にとり十分な栄養が基本的な重要性をもっており、婦人は食糧の生産、加工、消費等を通して、

この分野で重要な役割を果たしている。食糧不足に際し、婦人は、家族のために自己を犠牲にし、あるいは社会が婦人に対し男性より低い価値しか認めないため、婦人は男性よりも甚しい栄養不足を経験する場合が多い。

1 1 0. 開発活動への婦人の全面的な参加、家庭生活の強化及び生活の質の全般的な向上にとり、健康、栄養その他の社会サービスをより受け易くすることが肝要である。これらのサービスが十分効果を上げるためには、農村地域優先の総合開発計画中に、組入れられる必要がある。

1 1 1. 政府は、特に農村における公共の社会保健計画に対し十分な投資を確保すべきである。

1 1 2. 地域社会が自らの保健上の必要性を認識し、各種の社会経済的状况に応じた保健サービスの供与に関する決定に参加し、その地域社会の全成員が容易に利用しうる基礎的な保健サービスを発達させるため、総合的で簡便な地域社会保健サービスを整備すべきである。

婦人、特に農村の婦人自らが、十分な訓練計画を通じ、自らの属する地域社会に保健サービスを提供することを奨励すべきである。婦人がこのようなサービスを男性と同等に利用することを確保する措置がとられるべきである。巡回病院及び医療団はすべての地域社会を定期的に訪問すべきである。

1 1 3. 総合的保健サービスの枠内で、政府は下記の措置を通じて、婦人に特有な健康上の必要に特別の注意を払うべきである。産前、

産後及び出産時のサービス、出産年令期間中の産婦人科及び家族計画に関するサービス：幼児、就学前の児童及び学童を対象とした性による差別のない総合的、継続的な保健サービス：思春期前及び思春期の少女、出産年令をすぎた婦人に対する特別の保護：並びに婦人特有の健康問題についての研究。有資格の医療要員及び医療補助員の利用により基礎的な保健サービスを強化すべきである。

- 1 1 4. 栄養改善、衛生、母親及び子供の健康管理、母親教育を通じ、幼児、児童、母親の死亡率を低下させるための計画を策定すべきである。
- 1 1 5. 既存の保健施設を婦人が利用することを阻んでいる偏見、タブー、迷信を克服するため、啓蒙活動を発展させるべきである。医療設備の存在を都市貧民及び農村の婦人に知らせるため特別な努力を払うべきである。
- 1 1 6. 保健教育及びサービスの大規模な計画の一環として、農村及び都市の近隣社会内での保健教育、母性及び子供の保護についての研修コースを設けることも考えられ、これに婦人の積極的な参加を勧奨すべきである。これらの研修は情報メディア及び存在するすべての社会的伝達網を通じ広報すべきである。研修には、利用できる医療施設及びその利用方法に関する情報をも含めるべきである。医師はできるだけ多くのこれら研修の参加者に対し、定期的な健康診断を行うべきである。
- 1 1 7. 婦人は、保健サービスの受益者としてだけでなく、供与者と

しても重要であるので、婦人に十分な情報を与え、保健計画及び政策決定過程にあらゆるレベル及び分野で積極的に参加せしめるような措置をとるべきである。地域社会が行う健康管理及び医療サービス改善活動に婦人を積極的に参加せしめるよう努力すべきである。また婦人に医療補助要員としての訓練を受け、健康管理組合及び自助計画を組織することを奨励すべきである。村落レベルでは集落に基礎的保健サービスを提供する保健要員として村民を訓練するための人材確保及び研修を行うべきである。

1 1 8. 婦人は、保健業務につくためのすべての研修制度、課程に参加し、最高レベルに至るまでこれを継続する権利を男子と平等にもつべきである。伝統、宗教又は文化上の理由をもつて、特定の保健業務に婦人が就くことを排除している慣行はこれを廃止すべきである。

1 1 9. 家族の健康状態を改善し、主として婦女子にかかっている水運般の負担を軽減するため、利用に便利な安全な水の供給（井戸、ダム、貯水池、水道等）、排水その他の衛生設備を供与すべきである。

1 2 0. 国の食糧・栄養政策において、政府は、国民の中の最も弱い層（思春期の少女、妊産婦、授乳期の母親および幼児など）がミルク、乳製品及び特別の高栄養食品等の特定の食品を摂取しうよう優先度を付すべきである。母乳及び離乳期における良い食物習慣を奨励すべきである。栄養失調の危険にさらされている母親及び子供に対しては、補充的な食糧計画を導入すべきである。栄養欠

陥は、基本食品又は他の普及食品の強化若しくは欠如している栄養物の直接配給により防止すべきである。

1 2 1. 地方村落レベルにおける食品加工、保存、貯蔵の技術、設備を改良し、かつ農村婦人に利用可能とすべきである。この活動に刺激を与えるため、食料の製造、品質改良及び流通を目的とする協同組合を組織し、適切な場合は、消費者を教育するキャンペーンを組織するべきである。

1 2 2. 農村並びに都市の菜園の利用、またよりよい機具、種子、肥料の提供により、婦人が適当な種類の食糧の生産に、より能率的に貢献しうるような機会を創出すべきである。

1 2 3. 以前には、受け入れられなかつた栄養価の高い食品を日常の食生活にとり入れる上で最も効果的な方法を研究するため、情報メディアを通じ栄養教育運動を展開すべきである。これらの運動は、婦人に、一層栄養価の高い食品を購入し、食料の浪費を防ぐように一家の収入を最も経済的に使用する方法についても教えるべきである。効果的な栄養計画についての情報を交換するため、セミナー、個人的な交流、出版等を計画すべきである。

## F 近代社会における家庭

1 2 4. 家庭は、その経済的社会的文化的機能において変化しつつあるが、家族各員の尊厳、平等、安全を確保し、個人として又社会的存在としての子供の均衡のとれた成長に資する条件を与えるものであるべきである。

1 2 5. 全体的な開発過程において婦人の役割は、男子と同様に、社会

及び国の経済に対する貢献とともに家庭への貢献という観点から考える必要がある。家庭においての親、配偶者、家事担当者としてのこの家庭における役割に高い地位を与えることは、男女の個人的尊厳を高めることに他ならない。家事活動は、家庭生活にとって必要であるにも拘らず、一般的に低い経済的社会的地位しか認められて来なかつた。しかし、すべての社会は、家族共同体を維持し、子どもを生み教育するという家庭の基本的機能を果たすことを願うならば、これらの家事活動に一層高い価値を付与するべきである。

1 2 6. 家庭はまた、社会的、政治的、文化的変化の重要なにない手でもある。婦人が平等の権利、機会及び責任を享有し、男性と同等に開発過程に貢献すべきならば、家庭内で伝統的に夫婦のそれぞれに割当てられてきた役割を状況の変化に応じ、絶えず再検討、再評価することが必要であろう。

1 2 7. 核家族、大家族、同棲、片親家族等あらゆる形態の家庭において、婦人の権利は適切な法律及び政策により保護されるべきである。

1 2 8. 婚姻に関する法は国際基準に合致したものとすべきである。特に、男女が自由に配偶者を選択し、両性の自由にして完全な合意によつてのみ婚姻関係に入る同等の権利を有することを確保すべきである。法により結婚の最低年令を定め、かつその最低年令は男女、特に女子が結婚前に教育を完了し、潜在能力を開発しうるよう十分な教育期間が与えられるものとすべきである。結婚の公

式登録を義務付けるべきである。

1 2 9. これらの権利を侵害するすべての制度及び習慣、特に児童婚及び寡婦継承を廃止すべきである。

1 3 0. 男女が（婚姻中に取得したものも含め）財産を取得、管理、享受、処分、継承する権利を含め、自らの個人的権利及び財産権に関する完全な法的能力を享有し、行使しうるような立法上のあるいはその他の措置がとられるべきである。制約がある場合は、両性に平等に適用されるべきである。婚姻中における平等な権利と責任の原則とは、両性が、家庭と職場の責任を調和させることの重要性を考慮しつつ家庭において積極的な役割を果し、家庭及び子供に関する事項の決定権を共有すべきことを意味する。婚姻の解消にあたって、この原則は、婚姻の解消の手続と事由の範囲とを緩やかにし、夫婦双方に平等に適用すべきことを意味する。婚姻中に取得した財産は衡平に分割すべきである：社会保障及び年金が家事労働をもカバーするよう適切な措置をとるべきである。子の監護に関する決定は、子の利益が最も良く確保されるよう配慮して下すべきである。

1 3 1. 家庭内の紛争の解決を助けるため可能な限り十分な家庭相談サービスを設け、法律その他の関連事項に造詣の深い、婦人を含む職員から成る家庭裁判所の設置を考慮すべきである。

1 3 2. 青年男女が十分に結婚生活における及び親としての責任を担えるようにするために性心理面での発達を含め、人間関係、結婚、家庭生活、保健等の教育計画を学校の適当な教育段階における教

科及び学校外教育の計画に組み入れるべきである。これらの計画は、家庭及び社会における相互尊重と権利及び責任の共有の理念に基づいたものとすべきである。個々の社会における育児の習慣は、性に基づく優劣という考え方を助長しかつ固定するような慣行を廃止することを目的に検討されるべきである。

1 3 3. 片親家庭の増加に鑑み、これに対しては可能な限り援助及び恩典を追加しなければならない。未婚の母は親としての完全な地位を認められるべきであり、非嫡出子は嫡出子と同じ権利と義務をもつべきである。結婚しているといないとに拘らず、出産前後の母親に対し特別の養護施設や宿泊所を設置すべきである。

1 3 4. 社会保障制度には、家族構成員の経済的安定を強化するため、最大可能な限り、児童手当及び家族手当を含むべきである。家族手当、児童手当、母親報奨金等の措置が家庭及び社会における婦人の地位に与える影響につき、文化圏別の包括的な研究を行うことも考えられる。

## G 人口

1 3 5. 社会、経済、人口要因は密接に関連し合っており、一方の変化は常に他の変化をもたらし。婦人の地位は、これら諸要素の決定要因であるとともにその結果でもある。婦人の地位は開発過程及び出産率、死亡率、人口移動（国際的、国内的及びそれに付随した都市化に伴う移動）等の人口動態の様々な構成要素と不可分に結びついている。

1 3 6. 婦人の地位、特に教育収入のある仕事に従事しているか否か、雇

用の性格、家庭内の地位は、すべて家族の規模に影響を与える要素である。逆に、子の数と出産間隔を婦人が自由に責任をもつて決定する権利及びその権利を行使するための知識と方法を利用しうることは、婦人が教育及び雇用の機会を活用し、責任ある市民として地域社会の生活に全面的に参加しうるか否かに決定的な影響をもつ。

1 3 7. 上記の権利の行使及び国の諸活動のあらゆる局面への婦人の全面的参加は、結婚年令、第一子出産年令、出産間隔、出産終了年令及び出産した子供の総数等、人口学上の重要な諸変数と密接に関連し合っている。

1 3 8. ひんばんな妊娠、若令又は高令の妊娠、近接しすぎた妊娠間隔、出産前、中、後における不十分な看護等による出産に伴う危険及び非合法的な妊娠中絶は、出産に関係した死亡率、疾病率を高める結果となる。胎児や乳幼児の死亡率が高いところでは、これを低下させるというそれ自体望ましい目標が、平均的な婦人の妊娠回数を減らし、小家族が理想とされる場合においては社会がそれを受け入れるための必要条件ともなりうる。生まれた子供が成人するまで生きのびることが現実期待しうる状況となれば妊娠回数減少は一層達成しやすくなるであろう。

1 3 9. 世界には、都市化に伴って主として青年男子が移動する地域もあれば、青年女子が農村から都市への移動の流れの主体を構成する地域もある。このような状況は、部分的には都市又は農村における婦人の就職の機会の相違を部分的に反映しているが、又これ

は、文化によつて婦人の様々な役割の受け入れ方に差異があることにとも関連している。都市への人口移動において男女のいずれが中心となるかは婦人の社会的地位如何によつても左右されるが、このような選好的な人口移動の結果、都市及び農村のいずれにおいても男女構成比の不均衡を生じている。このような人口の構成比の不均衡は、個人及び家族の幸福、都市及び農村における安定居住にとり有害である。世界の女子人口の半分強が現在開発途上国の農村地域に住んでいる。これら地域の地方農村地域社会に特有な人口動態的、経済的及び社会的問題に鑑み、特別な開発努力が必要である。

- 1 4 0. 本計画は、世界人口行動計画の諸勧告、特に婦人の地位に関連した勧告を支持する。
- 1 4 1. 総合的な開発の枠内で人口政策及び計画を策定・実施するにあたり、政府は、婦人の境遇を改善するための措置、特に教育と雇用の機会、労働条件、結婚最低年令を適切な高さに設定し、実施することに関連した措置に、特別の注意を払うよう要請される。
- 1 4 2. 各国は、自国の人口政策を決定する主権を有するが、個人及び夫婦は、制度化された組織を通じ、自らの子の数と出産間隔を自由にかつ責任をもつて決定し、また不妊を克服するための情報及び手段を利用する可能性を持つべきである。家族計画の知識・手段及びサービスの普及を妨げるすべての法的、社会的、財政的障害を除去すべきである。不妊症、低妊娠症、先天性の出産欠陥の原因についての知識を高め、これらを減らすためあらゆる努力を

しなければならない。

- 1 4 3. 家族計画の成功には、男女相互の理解と協力が必要であるから、家族計画のプログラムを男女双方に同等に知らせかつその双方の協力を得る努力を行うべきである。この政策により、婦人が子の数と出産間隔を決定する権利を男性と同等に行使することが可能になろう。これらの目標を達成するためには、効果的であり、かつ相異なつたそれぞれの社会に通用している文化的価値とあい入れるような受胎・出産調節の手段を開発することが必要である。家族計画は、保健、栄養、その他の家庭生活の質を向上させるための措置に組み込まれこれらと調整されるべきである。
- 1 4 4. 政府は、開発過程の一環として死亡率、疾病率に係る状況改善のため統一的な活動を組織的に行い、婦人の健康に特に影響を与える危険を減ずるため特別の注意を払わなければならない。
- 1 4 5. 婦人の地位を向上し、婦人を社会経済開発に全面的に貢献させるための政策及び計画には、人口移動及びそれが婦人の家庭及び職業生活に与える影響を考慮に入れなければならない。
- 1 4 6. 都市化の様々な態様の原因と結果については、特に婦人の多様な必要を満たすため適切な社会政策を打出すにあたり必要な情報が得られるよう、慎重な検討を行うべきである。
- 1 4 7. 適切な産業及び雇用の機会を創出することを含む農村の開発計画は、都市部への人口移動とそれに伴う諸問題を減らすような形で着手又は拡張されるべきである。伝統的に都市よりも農村において高い文盲・死亡・出産率を低下させる手段として、教育及び

保健施設の農村への分散も推進すべきである。これらの措置をとることにより、農村婦人は、国民生活の主たる潮流に接触する機会を多く得、国の進歩と繁栄に貢献する機会をもつことになる。

## H 住居及び関連施設

1 4 8. 大半の婦人は依然として男性よりも住宅内及び住宅周辺で時間を過すことが多い。従つて、住宅及びその関連付帯設備、及び近隣環境を整備することは、婦人の日常生活に直接的な改善をもたらす。健康や快的といった配慮に加え、上手に設計され、適切な設備をもつた住宅、関連付帯設備及び近隣環境は、単調さや、日常の骨の折れる仕事から解放し、他の趣味や活動に従事することを容易にし、婦人の生活を人間の尊厳が要求するものに近づける結果となる。

1 4 9. 都市・住宅開発及び人間居住の計画設計に際しては、婦人の意見と必要が配慮されることを保証するような立法上及びその他の措置がとられるべきである。

1 5 0. 住宅の設計には、家族全体、特に婦人及び子供の必要を考慮に入れるべきである。次のものの使用を奨励すべきである；(i) 維持に手数のかからない建築材料；(ii) 安全な設備及び付属品；(iii) 労働節約的な内部の仕上げと快的かつ衛生的な表面；(iv) 移動、保管、代替に便利な家具；(v) 現実的かつ適切と思われる場合には婦人が、読書、裁縫、織物（場所によつては、社会連帯を増すための共同空間がこれに該当する。）等の活動を行うための場所。

1 5 1. 近隣社会との関連で住宅を考える場合には、特に、婦人が明ら

かに必要としているもの、水、食糧、燃料、その他の必需品を得るための労力及び往復の距離を減じるような諸々の便宜、設備、近辺の施設を含む設計を行うべきである。

1 5 2. 近隣社会網の設計に際しては、地区センターを婦女子が利用しやすいよう配慮すべきである。

1 5 3. 婦人が使用しうる新しい設備の使用法及び住宅所有及び管理に係わる種々の面について、研修、指導講座を設けるべきである。

## I 他の社会問題

1 5 4. 急激な近代化と工業化がもたらす社会問題にあらかじめ対処し後刻必要となる救済措置を軽減するうえで、社会サービスの果たす役割は重要である。特に開発過程の初期の段階では通常婦人の方が男性よりも社会問題の影響を受ける。

1 5 5. 従つて政府は、非政府団体のなしうる貢献に留意し、人的・技術的資源を、全ての社会集団の利益となるよう動員するための有用な手段として、社会サービスの開発を奨励すべきである。

1 5 6. 農村から、あるいは海外から移住した婦人及び都会のスラム及び新開入植地に住む婦人労働者とその家族の必要を満たすため特別の努力が払われるべきである。訓練、職業相談、保育施設、資金援助、及び必要な場合には、語学研修、その他の援助を供与すべきである。

1 5 7. 高令婦人は、男性に比し少い保護と援助しか受けられない場合が多いので、これら婦人の必要を満たすため、特別の注意が払われるべきである。これらの婦人の大半は、50才以上の年令層に

属し、その多くは極めて貧しく特別の保護を必要としている。

1 5 8. 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野では、世界各地で増加しつつある女性の犯罪及び、未成年犯罪者、常習犯罪者を含む女性犯罪者の更生に特別の注意を払うべきである。この分野の研究には、女性犯罪と、急激な社会変革によりもたらされる他の社会問題との関係についての研究を含むべきである。

1 5 9. 婦人、特に少女の売春及び不正人身売買と闘うための立法上その他の措置がとられるべきである。このような慣行を防ぎ、犠牲者の更生をはかるため、国際機関及び非政府団体との協力の下に試験的計画を含む特別計画を実施すべきである。

1 6 0. 人身売買及び売春禁止に関する国連条約（1 9 4 9）をいまだ批准せず又はこれに加入していない国の政府は、かかる批准・加盟を行うべきである。

### 第Ⅲ章 研究、資料収集及び分析

- 1 6 1. 政策立案、進捗の評価及び社会経済上の考え方における基本的な変化を実現する上において、十分な資料及び知識が必要であるので、本計画は婦人の境遇のすべての側面に関する国家・地域・国際レベルでの研究活動、資料収集及び分析に高い優先度を与えている。
- 1 6 2. 現在、婦人の経済的貢献を評価する上で主要な障害となつてゐるのは主として、開発過程に影響を与え、またそれによつて影響をうける婦人の地位を測定するための資料及び指標の不足乃至不備である。
- 1 6 3. 多くの婦人は、家事にのみ従事しており、かつ、家事は、何処でも経済活動とはみなされないため、国の統計上経済活動人口から自動的に除外されている。また、婦人は経済活動を行つていないものとされ、それ故婦人の状況について行届いた調査が行われていないため、誤つて単に家事従事者として分類されている婦人の数も多い。このことは、特に家事活動に加え、自営手工業その他の家内工業又は自給農業における無給の家族労働者でもある婦人について云える。更に失業統計は、経済活動人口を構成すると認められていない婦人（例えば家事従事者又は主婦として分類されている婦人）を除外しているため実情を正確に反映していない場合が多い。

然し、これらの婦人は、実際には職業を求め、あるいは雇用の

対象となりうる場合もあろう。

1 6 4. 先入観により歪められている他の例は、婦人は男性がいない時にのみ世帯主又は家長になりうると想定されている場合の世帯主又は家長に関する資料である。そのため、実際に婦人が世帯主でありながら、統計上誤つて男性が世帯主となつている場合が多い。

1 6 5. 国の統計作成における上記の或はその他の相違はまた、各国間の資料の比較を非常に困難にしている。例えば、市場外部門では、経済活動と非経済活動の区別は、不明確な場合が多く、用いられている基準も恣意的で国毎に違つている場合が多い。

1 6 6. 国及び国際的レベルの統計計画の一環として、特に婦人の地位及び必要に留意した、科学的かつ信頼性のある資料基準と適切な経済社会指標を早急に確立すべきである。

1 6 7. 個人の特性（例、農村・都市居住の別、年令、同棲をも含む婚姻上の地位、読み書き能力、教育、所得、技術水準、近代的及び伝統的な経済活動への参加）、及び世帯、家族構成等に関する統計調査はすべて性別に報告、分析されるべきである。

1 6 8. 上記資料の収集にあつては、下記事項測定のため特別の努力が払われるべきである。

(i) 国民生活の全ての部門における地方並びに国家の企画及び政策立案への婦人の参加。

(ii) 食糧生産（換金作物及び自給農業）、水及び燃料供給、流通及び輸送における婦人の活動の程度。

(iii) 家事、家庭内の雑務、手工芸その他家内経済活動の経済的社

会的貢献。

(二) 婦人の物品及び、諸サービスの利用者としての活動が国民経済に与える影響。

(三) 経済活動及び家事に費す時間とレジャーに費す時間について男女の対比。

(四) 生活の質（例、職業に対する満足度、所得状況、家族的特性、余暇利用）

1 6 9. 国連は上記勧告を踏まえ、資料収集、図表作成、分析の基準を拡大すべきである。各国の統計当局も、国連及び専門機関の設定した基準を採用すべきである。

1 7 0. 国連は、関連の専門機関、国連社会開発研修所、地域委員会他の機関との協力の下に、1 9 8 0 年以前のなるべく早い時機に婦人の地位の分析に関連する社会・経済指標の集積を進めるべきである。

1 7 1. 本計画は、諸種の文化にまたがる研究、特に開発過程への婦人の貢献を阻害している差別的慣習、実行、態度及び通念の原因や変革のメカニズムの研究に高い優先度を与えている。

1 7 2. 特定の国や地域の問題を対象とする研究は、その国や地域の状況を知悉している適切な男女によつて行なわれるべきである。

1 7 3. 情報や研究の結果の広範な交換を推進すべきであり、国連大学、国連訓練調査研修所、国連社会開発研究所、国連社会防衛研究所等を含む既存の各国及び各地域の研究機関及び大学を最大限活用すべきである。規則的な情報及び知識の交換を促進するため、国

連との協力の下に、このような研究所及び大学のネットワークを  
確立すべきである。

## 第Ⅳ章 マス・メディア

174. 婦人の地位向上にとつての主な障害は、社会における婦人の役割に対する社会一般が示す態度やこれに認める価値に存している。マス・メディアは、社会変革の推進者として大きな潜在力を持ち、偏見及び定型的観念の除去、社会における婦人の新しいかつ拡大しつつある役割についての認識の強化、対等な担い手としての発展過程への婦人の参加の促進に大きな影響を与えうる。
175. 現在、マス・メディアは、婦人についての旧来の観念を助長する傾向を示し、しばしば婦人の品位を下げ屈辱をもたらすような婦人像を描き出しており、かつ、変化しつつある両性の役割を反映していない。また、異国の文化を異なる社会におしつけることにより有害な影響を持ちうる。
176. マス・メディアとはラジオ、テレビ、映画、印刷物（新聞、定期刊行物、漫画、戯画）、広告、集会、その他類似の集りだけでなく、多くの国において農村地域に浸透するために重要な演劇、物語、歌、人形劇等の伝統的な娯楽をも含むものと解釈されるべきである。
177. 政府機関及び非政府団体は、メディアの描き出している婦人像を把握し、また情報伝達者、娯楽、教育及び広告の提供者としてのマスコミの多面的な役割の善悪様々な影響を把握するための国内的、地域的、国際的研究を奨励支持すべきである。
178. 政府機関及び非政府団体は、各国における婦人の現状、特に男

女の変遷する役割につき情報を得られるような措置をとるべきである。

179. メディアの管理運営者は、男女の変遷する役割と、家族、地域社会、社会全体にかかわる重要事項について男女が共に真剣な関心を持っている事柄について社会一般の意識を高めるよう努力すべきである。また男女についてよりダイナミックなイメージを描き出し、婦人の役割の多様性並びに社会に対する婦人の現実の、及び潜在的な貢献を考慮に入れるよう要請されるべきである。

180. また、マス・メディアの管理運営者は、農村や少数集団の婦人を含み、古今を通じあらゆる身分・職業の婦人の役割と業績を描き出すべきである。また、婦人に自信と同性への信頼ならびに自らの人間としての価値と重要性の自覚を涵養せしめるよう努力すべきである。

181. 一層多くの婦人が編集者、コラムニスト、記者、プロデューサーその他として、メディアの管理・企画部門に任命されるべきであり、またメディアの内部において描き出された婦人像についての批判的論評を奨励するべきである。

## 第Ⅴ章 国際的及び地域的行動

### A 世界的行動

182. 国連は、1975 - 85年にわたる10年間を、婦人と開発のための国連の10年と宣言することにより、この期間を通じ、国内的、国際的な活動が継続的に行われることを確保すべきである。
183. 上述の10年及び本行動計画は、国際社会が婦人の状況改善のための諸措置に重要性及び優先性を与えることにつき、明確な意図表明を行うことを呼びかけるものであり、この趣旨は、これをもつて、社会進歩と開発の諸目標の達成の手段とし、かつ、それ自体を一つの目的とすることにある。本計画は、国連組織内のすべての機関が個別及び共同の行動を行つて、計画に含まれる諸勧告を実施することを期待するが、これらの機関には、地域委員会、国連児童基金（ユニセフ）、国連開発計画（UNDP）、国連人口活動基金（UNFPA）、国連工業開発機構（UNIDO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連訓練研究研修所（UNITAR）、及び、諸専門機関を始めとする関係国連機構及び機関を含むものである。これら諸機関の活動は既存の機構、殊に、経済社会理事会及び行政調整委員会を通じ、適切に調整されるべきである。各機関は婦人の地位の向上ならびに、開発に対する婦人の寄与の強化のために自らがとつた措置を評価し、かつ、本計画実施のために必要とされる措置を具体的に定めるべきである。
184. 国際機関及び地域的政府間機関で国連組織に属さぬものも、本

計画を実施し、上述の提案にいう10年間に、国際婦人年の諸目標を達成するための計画を策定するように要請される。

185. 国際的非政府団体及びその国内傘下団体も、共同及び個別に、各々の活動分野において、上記の10年間に、本計画の諸勧告の実施のために行動すべきである。

186. 本計画は、第II次国連開発の10年のための国際開発戦略、婦人の進歩のための統一的国際行動計画、人種差別撤廃闘争10年計画、世界人口行動計画、世界食糧会議の諸勧告、並びに1974年にアジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）及びアフリカ経済委員会（E C A）の両地域のために採択された開発への婦人の参加のための地域行動計画等をはじめとする本計画と類似の、も<sup>(注5)</sup>しくは関連する諸目標をうち出している他の諸計画、諸戦略を支持する。

187. 婦人は、国内的レベルにおけると同様国際的レベルにおける政策立案にも全面的に参加すべきである。各国政府は、全ての国際機関、会議及び委員会への上席代表中に婦人が衡平に参加することを確保すべきであるが、これらの国際機関、会議、委員会には、政治的、及び法律的問題、経済及び社会開発、軍縮、計画立案・行財政、科学技術、環境及び人口などを取扱うものを含むべきである。諸国際機関の事務局は、その雇用政策中において婦人に対して差別をもたらす恐れのある規定や慣行を撤廃することによって模範を示すべきである。これら諸機関はまた、第II次国連開発の10年終了のときまでに、男女の職員数の衡平なバランスが達

成されることを確保する必要なすべての措置をとり、かつ、この目的達成のために、目標、戦略、並びに実施予定計画を作成すべきである。この男女職員数のバランスは、全ての実質的重要性のある分野、及び実施計画が起案され実行される現場の部署の全てに適用されるべきである。

188. 諸国際機関は、その現存並びに新規の諸計画との関連における本計画のもつ影響を検討し、本計画の実施のために必要とされる行・財政措置の改訂に関し、それぞれの政策決定機構に適宜勧告を行うべきである。

189. 国際的行動は、既存の諸計画を支援し、かつ、次の主要分野においてその範囲を拡張すべきである。(i)研究、資料の収集及び分析（第Ⅲ章参照）、(ii)技術協力、訓練、及び国連組織内の諸機関による国内及び地域活動との調整を含む諮問サービス、(iii)国際基準の改善及び継続的な検討、(iv)非政府機関その他の団体等に対する情報の普及並びにこれらとの情報の交換及び連絡、(v)本計画の目的及び目標の達成の進捗状況のモニタリングを含む再検討及び評価、(vi)国連組織内の全ての機関並びに本計画に言及されている国内及び地域機構との全般的調整を含む執行・管理機能。

#### 1. 技術協力の運営活動

190. 国連開発計画、国連人口活動基金、国連環境計画、世界銀行及び国際通貨基金（IMF）を含む国連専門機関、地域委員会、政府間機関、二国間援助機関及び財団並びに国際ないし地域開発銀行その他国際金融機関等は、その達成目標、資金及び対象地域や、

対象層等の面において高度に専門化されたプロジェクトを通じて活動を行っている。援助機関の世界的な体系の大きさ及び種類の多さに鑑みれば、数多くの地域において、ひとたび何が必要とされているかが理解され、かつそれが国連組織を通じて伝播されれば、遅滞なく行動を開始することが可能である。

191. 従つて、意識的かつ大規模な努力によつて、各国政府並びに国際社会が、婦人にその状況改善に必要な技能、訓練、機会を与え、開発努力全体に全面的かつ効果的に参加することを可能ならしめる諸プロジェクト及び活動に、高い優先度と関心をふりむけることを確保すべきである。
192. 各国政府及び国際社会を支援するための現地調査が行われ、本計画の諸目標実現のための開発プロジェクトに必要な各地域における基礎データが確立されるべきである。
193. 全ての既存の計画及びプロジェクトは、その活動分野を婦人を含むように拡張するという観点から、再吟味されるべきである。同時に婦人を含むような新規の、かつ、斬新なプロジェクトも策定されるべきである。
194. 次の諸分野は、特に重要である。(i)総合農村開発、婦人に食糧の生産者、加工者及び販売者としての役割りを与えることに特別の注意が与えられるべきであり、その際婦女子の訓練の必要が強調されるべきである。殊に、近代的な農法、マーケティング、購買・販売技術、基礎的会計及び経営法、衛生及び栄養の基礎知識及び手工業ならびに協同組合の分野において訓練が必要とされる、

(㊦)保健、産児及び成長並びに発達。家族保健及び児童保健、家族計画、栄養並びに保健教育を含む。(㊧)婦人が経済的役割を果たすことができるようにするための雇用機会創出に関連する全ての段階及び全ての分野における教育並びに訓練、(㊨)青年関係プロジェクト、但し女子青年の参加に十分に重点を置くことを確保するように確認の要あり、(㊩)開発計画並びに政策の策定、殊に中級並びに上級のポストにおける参加のために婦人を育成することを狙いとする行政。

195. UNDPの地域代表は、駐在国の政府を助けて国別計画の枠内でかかる援助要請を作成するにあたり、主要な役割を果たすべきである。諸専門機関によつて特別コンサルタントあるいはタスクフォースの形で供与される助言活動もまたプロジェクト要請の策定にあたつての協力となりうる。特別な支援を必要とするかも知れぬ重要分野を示唆するために、定期的な再検討に着手すべきである。各プロジェクトは、婦人の地位の向上面での影響と成果を測るため、絶えず、再検討並びに再評価をうけるべきである。

196. 婦人は、国連その他の国際機関の主宰により行われるUNDPの国別計画及び地域、地域間及び全世界的プロジェクトの策定並びに実施に全面的に参画すべきである。各国政府は、公けの政策策定及び管理に責任ある国家計画機関その他の機関に、開発における婦人の参加問題に関して特に適格な人々を含むことの重要性を念頭におくべきである。

## 2. 国際基準の策定並びに実施

197. 国際条約、宣言、及び正式勧告の作成、及びこれらの実施に関する報告制度、その他の手続を整備していくことは、国際計画の重要な要素であり、継続されるべきである。

198. 婦人に対する差別撤廃に関する条約をその実施に関する効果的な手続とともに準備し、採択することに高い優先度が与えられるべきである。

199. 然るべき機関により既存の国際文書の効果的实施に関する検討、及び定期的な再検討により、現代世界の変動する諸条件に照らし、かつその採択以来集積された経験に照らし、これら文書が十分なものであるかどうかを見究めるべきである。

200. 婦人にとつての新しい関心分野における新しい基準の整備の必要性は、本計画の実施との関連において絶えず再検討されるべきである。かかる新しい基準の必要性を見究めるために適当な調査研究が行われるべきである。

## 3. 情報並びに経験の交換

201. 国際レベルにおける情報並びに経験の交換は、進歩を促し、婦人に対する差別の撤廃及びその国民生活の全ての分野における婦人の一層広汎な参加を助長するための諸措置の採用を奨励する効果的な方途である。異なる政治、経済及び社会組織並びに文化を有し、又異なる開発の過程にある諸国が問題や困難や成果に関する共通の知識及び共同で開発した解決方法から、利益を得てきた。

202. 効率的な国際機構を設立し、又は婦人の地位委員会の如き既存

の機関を利用して世界の全ての地域の婦人にその国内的あるいは地域的な諸問題に関して相互理解を深め、あらゆる形の差別や圧迫の撤廃のための闘いについて互に助けあう機会が与えられるべきである。

203. 国連技術協力計画の下で開催されるものをも含み、会合やセミナーは、地域的並びに国際的経験及び情報の交換の実現に最も有用であつたが、これらは更に継続されるべきである。

204. 国際共同社会によつて支援された教育並びに情報普及計画を整備拡大し既存の国際基準、本計画の達成目標並びに各々本計画の関連の章の下で企画されている研究の成果並びにデータを全ての部門の人々に知らせるべきである。

205. 世界の特定の国々における婦人の境遇を記述する資料も準備され、広く配布されるべきである。かかる資料は年報又は年鑑の形で発行されるべきであり、最新の必要な事実を含まなければならない。婦人の地位を向上し、また婦人を開発過程に参加せしめるに際し有用であることが証明された手段や技術に関しても資料を作成し、広く広報すべきである。

206. 諸国際機関は、政府機関であると非政府団体であることを問わず婦人及びその関連事項に関する情報を頒布する努力を強化すべきである。かかる努力は、婦人の境遇、その変遷する役割並びに開発努力への政策策定やその実施を通じての参加に関する定期的刊行物の出版や情報メディアや補助手段の利用あるいは、婦人に関するニュースレター、パンフレット、図表等々の資料を広く配布

することによつて行いうる。

## B 地域活動

207. アフリカ、アジア太平洋、欧州、ラテン・アメリカ及び西アジアにおける地域委員会は、本計画に対する関心を増大せしめ、各国政府及び非政府団体に各々の地域において本計画の目的の達成のための効果的戦略の作成及び実施に必要な技術的並びに情報面での支援を供与すべきである。これら地域委員会は、もし、これまでに未だ行われていないのであれば、この目的のために然るべき機構を設立するべきである。このような機構は、地域内諸国からの専門家から成り当該地域の委員会の諸活動に勧告を与えるための地域常設委員会を含みうるが、その対象となる諸活動とは、当該地域における政府やその他の機関の開発における婦人の参加をめざす諸活動と係りのあるものをさす。常設委員会の機能は次のようなものを含みうる。(i)婦人の境遇及びその進歩を助け、あるいは進歩を制約している諸要素の正しい理解に必要とされる情報を特定するために国別の研究に着手し、あるいは国内機関を援助すること、(ii)データその他の情報の収集のための調査の企画及び実施を援助すること、(iii)地域内の統計機関及び国際的努力と共同して婦人の境遇に関する報告の手法並びに本計画の達成目標に向つての進捗状況を測るための指標の開発を指導すること、(iv)いろいろなレベルにおける婦人の進歩のための諸計画の間の調整及び相互支援を促進する情報交換並びに地域内各国の経験を分かちあうための、取り次ぎの役割を果たすこと。

208. 地域委員会の構成国は、技術的、財政的援助を要請するに際し、UNDP地域事務所と協議しつつ、婦人の機会強化のための諸プロジェクトに与えられる優先度を高め、かつ、これらプロジェクトが全体的総合開発計画に占める重要性の認識を増大するように努力するべきである。
209. 地域委員会は、政府並びに非政府団体に対し、国家の開発における婦人の役割の強化のために必要な行動を選定し、政策戦略並びに計画を立案し、また、かかる計画のための技術及び財政援助要請の作成につき協力すべきである。また、地域委員会は、域内の研修訓練機関がその教課内容の中に、開発における婦人の参加に関連する題目を包含するよう奨励し、訓練計画、なかんずく婦人の指導的役割に対する能力を強化し、本計画中に示唆されている諸活動のための計画を作成し実施する中核を育成することをその当初の目的とした訓練計画の創設を援助すべきである。
210. 地域委員会はまた、利用しうる人材を駆使して域内各国間の技術協力を推進すべきである。例えば、訓練を受けた婦人は自発的に又は特別チームの一員として他の国の婦人達に短期間の協力を与えることができる。域内の現地事務所には特別顧問を配置し、域内の現地業務体制の強化を図り、上述の機能や目的を一層効果的に実施すべきである。これら地域委員会は、また、婦人の進歩のための計画を賄うために既存の多国間及び二国間援助財源からの資金拠出の増加を図ることもでき、また、国内レベル又は地方レベルにおける回転基金の創設を含む新しい財源を確保すること

もできるはずである。

2 1 1. 本計画の実施にあたり上述の地域委員会及びその他の地域事務所を有する国連機関は、既存の国連その他の地域センターで本計画の目的に関連する活動分野、例えば開発計画の作成、読み書き能力、社会福祉、社会防衛、雇用、保健及び栄養並びに社会開発等の分野における研究訓練センター等の計画と調整するよう格段の努力を払うべきである。

2 1 2. アフリカ開発銀行、アジア開発銀行及び米州開発銀行のごとき地域開発銀行並びに中米経済統合銀行及び東アフリカ開発銀行のごとき、準地域銀行及び二国間資金機関は、婦人の開発努力への参加及び平等の達成を含むようなプロジェクトに対する開発援助に高い優先度を与えるように要請されるべきである。かかる援助は、自助努力を含む、漸新な国家計画及び地方計画への国家的支持の強化に役立つであろう。

## 第Ⅵ章 再検討及び評価

2 1 3. 本計画の諸目標達成における進捗状況の総合的並びに徹底的な再検討並びに評価が国連組織により、定期的に行われるべきである。かかる再検討並びに評価は第Ⅱ次国連開発の十年のための国際開発戦略の下における進捗状況の再検討及び評価の手続の一環を成すべきであり、今後、設定される新規のいかなる国際開発戦略とも緊密に調整されるべきである。

2 1 4. 国連総会は既にその1974年12月10日の決議3276 (XXIX) において、国際婦人年世界会議の諸決議中、関連ある勧告を1975年の第7回特別総会及び第30回総会において審議することを定めている。本計画はまた1976年春の第60回国連経済社会理事会において審議されるべきである。国連事務総長は、1978年に各国政府と協同し、かつ国連組織の現存の機構及び財政を考慮しつつ2カ年毎に行う再検討の第一回に対する然るべき準備を行うよう要請されるべきである。経済社会理事会は、このような組織的評価の結果を必要に応じ、本計画の目的及び勧告に適切に修正を加える目的をもつて、検討すべきである。

2 1 5. 婦人に係わりがあり、本計画に関係のある趨勢並びに、政策に関するモニタリングは、国連の特別活動として継続的に実施されるべきである。これらの活動は、国連組織の然るべき機関によつて1978年を第一回として2年毎に再検討されるべきである。このモニタリングは間隔が短かいので必然的に選択的たらざるを

得ず、主として新しい趨勢、及び政策に焦点を絞ることになるう。

2 1 6. 本行動計画はまた、地域委員会、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（ユニセフ）、国連工業開発機関（UNIDO）、関連専門機関及びその他の政府間機関、非政府団体により、今回の世界会議後の各々の会期において審議されるべきである。本計画に関するこれら諸機関の討議及び決定は経済社会理事会及びその関連機能委員会や諮問機関（婦人の地位委員会、社会開発委員会、人口委員会、統計委員会、開発計画委員会、及び再検討評価委員会）にそれぞれの1976年及び1977年の会期に提出されるべきである。本計画実施に関する活動計画がこれらの全ての機関の会期の議題に、少なくとも2年毎に含まれるべきである。

2 1 7. 地域レベルにおいては、地域委員会が婦人の開発努力の全ての面における一層大規模かつ効果的な参加に向つての進捗状況をモニターする責任を引受けるべきである。かかるモニターリングは第Ⅱ次国連開発の十年に対する国際開発戦略の再検討並びに評価の枠内で実施されるべきである。地域委員会は、その経済社会理事会に対する各々の地域における社会経済情勢に関する報告において、開発における婦人の参加に関する情報をも提供すべきである。地域委員会はまた適当な間隔において（例えば2年毎に）この行動計画の目的達成に向かつての進捗状況を審議すべきである。地域委員会は、域内政府が、その会期その他の関連会議に対する代表団に婦人が平等な参加の機会を与えられることを、奨励すべきである。

218. 国内レベルにおいては各国政府は、各々、本計画の達成目標の成就への進捗状況を定期的に再検討し評価するようにまた、必要に応じ他の既存の報告制度（例えば第II次国連開発の十年に対する国際開発戦略、世界人口行動計画、世界食糧会議の勧告、婦人に対する差別撤廃宣言の実施及び婦人の進歩に関する統一的国際行動計画等の報告制度）に折り込んで経済社会理事会に本計画の実施ぶりにつき報告するよう奨励されるべきである。

219. 各国政府は各々の開発計画との関連において、本計画のもつ意味合を評価し、その実施のために必要な財政的並びに行政的措置をとるべきである。

注. 1) 付属：関連国際文書参照

2) 国際婦人年世界会議において、何人かの代表は国家経済権利義務憲章への言及は、第29回総会において各代表が本憲章に関し述べた立場の変更を意味するものではないとの意見を表明した。

3) 1970年10月24日総会決議2626 (XXV)

4) 1974年国連世界人口会議報告書参照

(国連出版物 NO. E 7 5. XIII. 3)

5) 地域行動計画については国連文書 E / CONF. 66 / BP2 と 3 参照

## 付属：関連国際文書

### A 国連文書

#### 1. 一般文書

国連憲章

世界人権宣言（1948）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966）

市民的及び政治的権利に関する国際規約及び選択議定書  
（1966）

人身売買及び他人の売春から搾取の禁止に関する条約（1949）

奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約（1956）

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（1965）

社会の開発と進歩に関する宣言（1969）

第二次国連開発の10年のための国際開発戦略（1970）

世界人口行動計画（1974）

新国際経済秩序樹立に関する行動計画（1974）

国家経済権利義務憲章（1974）

#### 2. 特に婦人の地位に関連した文書

婦人の参政権に関する条約（1952）

既婚婦人の国籍に関する条約（1957）

婚姻の同意、最低年令及び登録に関する条約及び勧告（1962  
及び1965）

婦人に対する差別撤廃宣言（1967）

婦人の進歩のための統一的国際行動計画（1970）

## B 専門機関文書

### 1. I L O

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約  
（No 45 , 1935）

工業に使用される婦人の夜業に関する条約（No 89 , 1948）

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する  
条約（No 100 , 1951）および勧告（No 90 , 1951）

母性保護に関する条約（No 103 , 1952：改正）および勧告  
（No 95 , 1952）

社会保障の最低基準に関する条約（No 102 , 1952）

雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（No 111 ,  
1958）及び勧告（No 111）

職業訓練に関する勧告（No 117 , 1962）

雇用政策に関する条約（No 122 , 1964）と勧告（No 122  
1964）

家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告（No 123 , 1965）

### 2. ユネスコ

教育上の差別待遇反対に関する条約（1960）

教育上の差別待遇反対に関する条約の加盟国の間に生ずる紛争の  
解決のための調停、あつせん委員会の設立議定書（1962）



